発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目　次

ページ

〈規　　則〉

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課）　一

〈告　　示〉

○生活保護法に基づく医療機関の指定（保険福祉課）　二

○　右　同　二

○　右　同　二

○生活保護法に基づく指定医療機関等の廃止の届出（保険福祉課）　三

○　右　同　三

○　右　同　三

○生活保護法に基づく指定医療機関の名称若しくは氏名又は所在地若しくは住所の変更の届出（保険福祉課）　三

○生活保護法に基づく施術者の指定（保険福祉課）　四

○　右　同　四

○生活保護法に基づく指定施術者からの施術所廃止の届出（保険福祉課）　四

○土地改良区の役員の就退任届（耕地課）　四

〈公　　告〉

○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（中小企業課）　六

○開発行為に関する工事の完了（建築課）　六

○一般競争入札の実施（下水道課）　六

○　右　同　九

規　則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県規則第十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の㈡中「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五千円」に改め、同表の一の2中㈥を㈦とし、㈤を㈥とし、㈣の次に次のように加える。

㈤　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

別表第一の六の㈡中「五十一万九千円」を「五十一万円」に改め、同表の八の㈠中「及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）」を「（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）」に改め、同表の八の㈢の(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　教科書代

ア　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

イ　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2)　文房具費及び通学用品費

ア　小学校児童　一人当たり　四千百円

イ　中学校生徒　一人当たり　四千四百円

ウ　高等学校等生徒　一人当たり　四千八百円

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

奈良県告示第二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
diasana金橋薬局	生駒市東松が丘七―一〇	平成十六年十二月六日
「生駒」加藤クリニック	香芝市穴虫一〇五五―一	平成十六年十二月一日
ハル薬局	大和郡山市朝日町一―一三	平成十六年十一月一日

奈良県告示第二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
くま内科	大和郡山市朝日町一―一三―二階	平成十七年一月一日
越智歯科医院	生駒市あすか野南一―一―三	平成十六年十二月十三日
あい薬局四条町店	橿原市四条町八二三―三	平成十六年十二月一日
清水眼科	生駒市谷田町八九〇―一一	平成十七年一月一日

奈良県告示第二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
竹川内科クリニック	橿原市内膳町五―三―五　コスモ大和八木一階	平成十七年二月一日
林クリニック	大和郡山市九条町二九七―一　KYビル三階	平成十七年二月一日
河田胃腸科医院	橿原市内膳町四―四三―一	平成十七年三月一日
医療法人恵生会　恵生会郡山クリニック	大和郡山市南井町一九―五一	平成十七年二月一日
笹木歯科医院	吉野郡吉野町丹治一三五―三	平成十六年十二月三十日
吉川耳鼻咽喉科	御所市東松本八―一　ATYビル二階	平成十四年二月二十二日

竹田内科	北葛城郡王寺町久度二―三―一―三〇二	平成十六年一月一日
錦織病院	橿原市木原町七七―一	平成十七年一月十七日

奈良県告示第二百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
畠山眼科医院	橿原市地黄町三三八―二	平成十六年十月三十一日
ハル薬局	大和郡山市朝日町二―二―一	平成十六年十月三十一日

奈良県告示第二百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あい薬局四条町店	橿原市四条町八二三―三	平成十六年十一月三十日

奈良県告示第二百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
北岡歯科医院	吉野郡吉野町立野三三二	平成十六年十二月三十一日
池内医院	北葛城郡広陵町萱野六六九	平成十七年一月十日
笹木歯科医院	吉野郡吉野町丹治一三五―三	平成十六年十二月二十九日
吉川耳鼻咽喉科医院	御所市東松本七―四　千代ビル二階	平成十四年二月十六日
竹田内科	北葛城郡王寺町久度一―二―二	平成十五年十二月三十一日
錦織病院	橿原市木原町七七―一	平成十七年一月十六日
河田胃腸科医院	橿原市地黄町三一八	平成十七年二月二十八日

奈良県告示第二百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項 旧	変更事項 新	変更年月日
にしわき薬局しん町店	吉野郡大淀町大字下渕九三三	西脇薬局新町店	にしわき薬局しん町店	平成十七年二月一日
にしわき薬局本店	吉野郡大淀町大字下渕三七八―三	西脇薬局	にしわき薬局本店	平成十七年二月一日

奈良県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指定年月日
寺田　猛 桜井市朝倉台東一―五六〇―六	桜井やまと整骨院 桜井市外山一〇三四―一四	平成十六年十二月十八日

奈良県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指定年月日
田中　咲江 大和高田市東中八二	やまもと整骨院 大和郡山市東中八二	平成十七年一月五日
西域　淳 大和郡山市柳二―六	源気堂鍼灸整骨院 大和郡山市柳二―六	平成十七年二月三日

奈良県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
正木　一麿 大和高田市西三倉堂一―三―一五―二〇五	やまもと整骨院 大和郡山市東中八二	平成十六年十一月三十日

奈良県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大柳

生土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事	片岡　正彦	奈良市大柳生町二八九三	
〃	堂前　偉之	〃	一七九〇
〃	大南　弘	〃	三六九三
〃	坊垣内　昭典	〃	一五七九
〃	井久保　功	〃	三六一七
〃	田畠　俊秀	〃	三七三九
〃	谷口　修也	〃	二三五六
〃	糀谷　喜弘	〃	三〇一一
〃	新道　勝彦	〃	二一九七
〃	浦　裕成	奈良市法蓮町七三四―一　スカイヴィレッジ一〇一号	
〃	南垣内　義光	奈良市大柳生町一五四七	
〃	南垣内　寛	〃	一五六三
〃	吉田　安男	〃	九一七
〃	宿井　久男	〃	一〇一九
〃	岩田　博文	〃	三六四七
〃	森本　輝昭	〃	三六六一
〃	奥本　敏彦	〃	三七三七
〃	中西　時夫	〃	三八八二
〃	南坊　悦司	〃	三八八八
〃	定師　正弘	〃	三八九四
監事	新井　喜嗣	〃	一七三九
〃	塚本　喜久	〃	三〇一三
〃	南垣内　貞史	〃	一五六六
〃	市井　清司	〃	一〇五二―一
〃	稲場　俊彰	〃	三七一五
〃	上林　利徳	〃	三七〇三
〃	上垣内　優	〃	三八九九

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事	片岡　正彦	奈良市大柳生町二八九三	
〃	堂前　偉之	〃	一七九〇
〃	大南　弘	〃	三六九三
〃	坊垣内　昭典	〃	一五七九
〃	井久保　功	〃	三六一七
〃	田畠　俊秀	〃	三七三九
〃	谷口　修也	〃	二三五六
〃	糀谷　喜弘	〃	三〇一一
〃	新道　勝彦	〃	二一九七
〃	浦　裕成	奈良市法蓮町七三四―一　スカイヴィレッジ一〇一号	
〃	南垣内　義光	奈良市大柳生町一五四七	
〃	南垣内　寛	〃	一五六三
〃	吉田　安男	〃	九一七
〃	宿井　久男	〃	一〇一九
〃	岩田　博文	〃	三六四七
〃	森本　輝昭	〃	三六六一
〃	奥本　敏彦	〃	三七三七
〃	中西　時夫	〃	三八八二
〃	南坊　悦司	〃	三八八八
〃	定師　正弘	〃	三八九四
監事	新井　喜嗣	〃	一七三九
〃	塚本　喜久	〃	三〇一三
〃	南垣内　貞史	〃	一五六六
〃	市井　清司	〃	一〇五二―一
〃	稲場　俊彰	〃	三七一五

〃　上林　利徳　　〃　三七〇三
〃　上垣内　優　　〃　三八九九

公　告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十七年七月十二日から同年十一月十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名称　西大寺近鉄ビル
　所在地　奈良市西大寺国見町一の一の一二
二　変更しようとする事項
　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　（変更前）開店時刻　午前十時　閉店時刻　午後八時
　（変更後）開店時刻　午前九時　閉店時刻　午後十時
三　届出年月日
　平成十七年六月二十日
四　縦覧場所
　奈良県商工労働部中小企業課
五　縦覧期間
　平成十七年七月十二日から同年十一月十四日まで
六　縦覧時間
　午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
　平成十七年三月十一日第七四－一八一号
　平成十七年四月二十六日第七四－一八一－一号
二　検査済証番号
　開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年七月五日第六二六五号
三　開発区域に含まれる地域
　香芝市関屋北三丁目一三六〇番地ノ八三及び一三六〇番地ノ一四六
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　大阪府河内長野市西代町二番地ノ二二
　浅香公孝
　浅香和子

浄化センター水処理施設増設（七系終沈機械設備）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う機械設備工事です。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

第一　競争入札に付する事項
一　工事名
　浄化センター水処理施設増設（七系終沈機械設備）工事
二　工事場所
　大和郡山市額田部南町
三　工事概要
　水処理施設　汚泥掻寄機四基、ポンプ類一式、鋳鉄管・弁類一式
四　工事期間

第四の八の奈良県議会の議決後約三十箇月間

第二　競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備又は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の二に掲げる競争入札参加資格の確認を受けたもののみが、この入札に参加することができます。

一　次の条件をすべて満たしていること。

1　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条に規定する「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」の特定建設業の許可を受けている者であること。

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3　競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指定停止措置を受けていないこと。

4　次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称　株式会社日水コン

所在地　東京都新宿区西新宿六―二二―一

5　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」といいます。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6　平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7　平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8　建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評定値が一、〇〇〇点以上であること。

9　経営事項審査の結果における「機械器具設置工事」又は「水道施設工事」の平均完成工事高（消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額）が、予定価格以上であること。

10　本工事の主要機器である汚泥掻寄器を自社で設計及び製造が可能な者であること。

11　過去十年以内において国内で、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく終末処理場の主要機器を含む機械設備プラント工事の元請完成実績を有すること。

二　次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

1　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

2　過去十年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者）

3　入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

第三　入札手続等

一　入札説明書の交付期間及び交付場所等

1　交付期間

平成十七年七月十二日（火）から同月二十六日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除きます。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2　場所

〒六三〇―八五〇一　奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部下水道課総務契約係（奈良県分庁舎六階）

電話（代表）〇七四二―二二―一一〇一（内線四三三五）

（直通）〇七四二―二七―七五二四

3　費用　無償

二　競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1　提出期間

平成十七年七月二十五日（月）及び同月二十六日（火）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2　提出場所

奈良市登大路町三〇番地　Ｂ会議室（奈良県庁北分庁舎三階）

3　提出部数

各一部

4　提出方法

持参に限ります。

5　作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

三　入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

第三の二の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。

1　日時

平成十七年八月四日（木）　午前十時から正午まで

2　場所

大和郡山市額田部南町一六〇番地

奈良県流域下水道センター

3　その他

貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。

四　入開札の日時及び場所

1　日時

平成十七年八月二十五日（木）　午前十時

2　場所

三の2に同じ。

五　入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第四　その他

一　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

二　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。契約保証金は、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条の規定に基づき納付しなければなりません。

三　入札者に要求される事項

1　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

2　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四　入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

五　入札中止条件

入札手続執行途中で入札参加可能者が三者未満となったとき又は入札時に入札参加者が三者未満になった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止します。

六　契約書作成の要否

要します。

七　落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者に

より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

八　本契約の成立

１　この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

２　落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が入札参加資格を制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。

九　予定価格及び最低制限価格の額

１　この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）六四八、〇四七、四〇〇円です。

２　この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）五五〇、八四〇、五〇〇円です。

３　なお、１及び２については、仕様書にも記載しています。

十　手続における交渉の有無

無

十一　その他

詳細は、入札説明書によります。

第五　契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

第三の一の２に同じ。

浄化センター水処理施設増設（七系電気設備）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う電気設備工事です。

平成十七年七月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

第一　競争入札に付する事項

一　工事名

浄化センター水処理施設増設（七系電気設備）工事

二　工事場所

大和郡山市額田部南町

三　工事概要

水処理施設　受変電設備一式、運転操作設備一式、監視制御設備一式、計装設備一式、配管配線工事一式

四　工事期間

第四の八の奈良県議会の議決後約三十箇月間

第二　競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の二に掲げる競争入札参加資格の確認を受けたもののみが、この入札に参加することができます。

一　次の条件をすべて満たしていること。

１　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条に規定する電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

２　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

３　競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指定停止措置を受けていないこと。

４　次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称　株式会社日水コン

所在地　東京都新宿区西新宿六－二二－一

５　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る会社更生法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」といいます。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定（

旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6　平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7　平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8　建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における電気工事の総合評定値が一、一〇〇点以上であること。

9　経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高（消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額）が予定価格以上のものであること。

10　本工事の主要機器であるコントロールセンタ、補助継電器盤、現場操作盤及び高圧変圧器を自社で設計及び製造が可能な者であること。

11　過去十年以内において国内で、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく終末処理場の主要機器を含む電気設備プラント工事の元請完成実績を有すること。

二　次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

1　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

2　過去十年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者）

3　入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

第三　入札手続等

一　入札説明書の交付期間及び交付場所等

1　交付期間

平成十七年七月十二日（火）から同月二十六日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除きます。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2　場所

〒六三〇－八五〇一　奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部下水道課総務契約係（奈良県分庁舎六階）

電話（代表）〇七四二－二二－一一〇一（内線四三三五）

（直通）〇七四二－二七－七五二四

3　費用　無償

二　競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1　提出期間

平成十七年七月二十五日（月）及び同月二十六日（火）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2　提出場所

奈良市登大路町三〇番地　B会議室（奈良県庁北分庁舎三階）

3　提出部数

各一部

4　提出方法

持参に限ります。

5　作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

三　入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

第三の二の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。

1　日時

平成十七年八月四日（木）　午前十時から正午まで

2　場所

大和郡山市額田部南町一六〇番地

奈良県流域下水道センター

3　その他

貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。

四　入開札の日時及び場所

1　日時

平成十七年八月二十五日（木）　午前十時二十分

2　場所

三の2に同じ。

五　入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第四　その他

一　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

二　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。契約保証金は、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条の規定に基づき納付しなければなりません。

三　入札者に要求される事項

1　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

2　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四　入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

五　入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が三者未満となったとき又は入札時に入札参加者が三者未満となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止します。

六　契約書作成の要否

要します。

七　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

八　本契約の成立

1　この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

2　落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。

九　予定価格及び調査基準価格の額

1　この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

七四五、一八八、一五〇円です。

2　この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

六三三、四〇九、三五〇円です。

3　なお、1及び2については、仕様書にも記載しています。

十　手続における交渉の有無

無

十一　その他

詳細は、入札説明書によります。

第五　契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

第三の一の2に同じ。

【定　価】　一か月　二千三百円　一部売り　一枚につき三十円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。

発　行

奈　良　県

奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一㈹

印　刷

株式会社　春　日

奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二㈹